

重要事項説明書（契約概要）

- 「重要事項説明書（契約概要）」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえお申込みいただきますようお願いいたします。
- 契約概要に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、『[ご契約のしおり・約款](#)』に記載しておりますので、あわせてご確認ください。

1. 保険商品の特長としくみ

●基本事項

この保険では、主契約や各特約において保障の対象となる疾病が異なりますので、本資料においては、それぞれ次の3つの用語で区分のうえ、表示しています。

- ・ 悪性新生物:『ご契約のしおり・約款 別表18（対象となる悪性新生物）』に定めるもの
- ・ 上皮内新生物:『ご契約のしおり・約款 別表21（対象となる上皮内新生物）』に定めるもの
- ・ がん:上記「悪性新生物」と「上皮内新生物」を合わせたもの

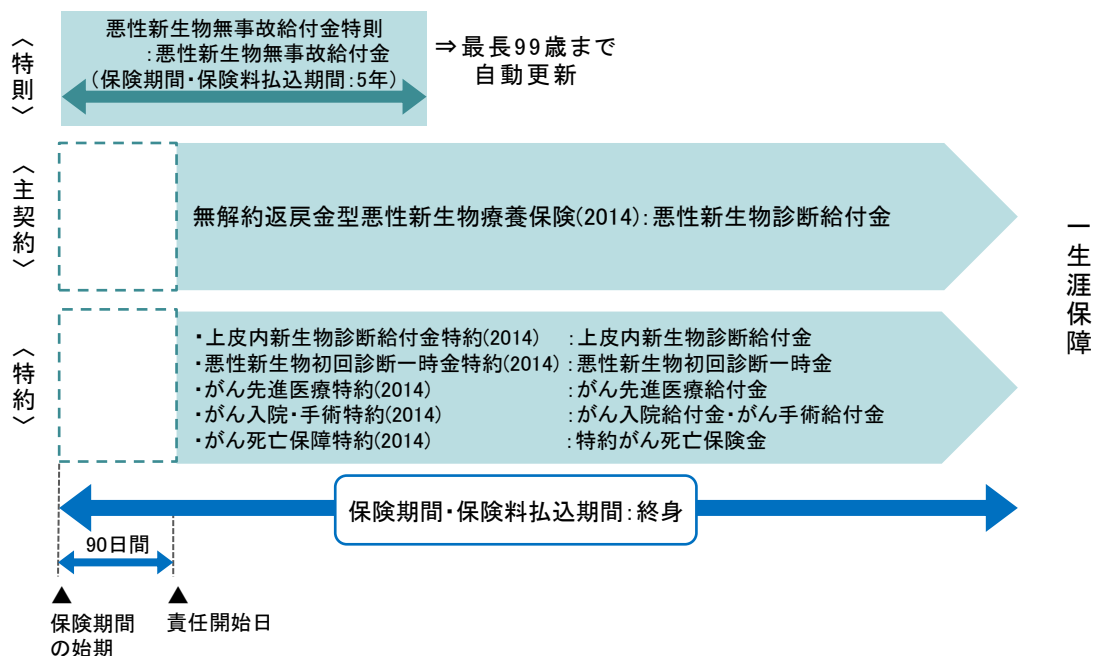
正式名称	無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2014)
ペットネーム	がんベスト・ゴールドα

お申込みいただく保険契約のご契約内容、個別の保険料等については、提案書や申込書にてご確認ください。

●保険商品の特長

- ・ 悪性新生物と診断確定されたとき給付金をお支払いします。
- ・ 初めて悪性新生物と診断確定された時点で以後の保険料のお払込みが免除されます。
- ・ 短期払で保険料払込期間満了後に、解約した場合は解約返戻金、死亡した場合は死亡給付金があります。
- ・ 保険料払込期間中の解約返戻金をなくすことにより割安な保険料になっています。
- ・ 各種特約や特則を付加することにより、保障内容を充実させることができます。

《しくみ図》 保険料払込期間:終身の場合



<保障の責任開始日(期)>

以下の保障は、保険期間の始期から91日目に開始します。

- ・ 主契約・悪性新生物初回診断一時金特約(2014)の悪性新生物に関する保障
- ・ 上皮内新生物診断給付金特約(2014)の上皮内新生物に関する保障
- ・ がん先進医療特約(2014)、がん入院・手術特約(2014)、がん死亡保障特約(2014)の上皮内新生物・悪性新生物に関する保障

2. 主契約の保障内容について

詳細は『ご契約のしおり・約款』をご参照ください。

●保障内容

お支払いする給付金	支払事由	給付金額	受取人
悪性新生物診断給付金	責任開始日(または復活日)以後の保険期間中に、次のいずれかに該当したとき <ul style="list-style-type: none"> 初めて悪性新生物と診断確定(*1)されたとき 前回の悪性新生物診断給付金の支払事由に該当した日から起算して2年を経過した日の翌日以後に、責任開始期以後の保険期間中に診断確定された悪性新生物の治療を目的として病院または診療所において入院を開始したときまたは通院をしたとき(*2) 	悪性新生物診断給付金額	被保険者
死亡給付金	保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき	悪性新生物診断給付金額×10%	死亡給付金受取人

給付金のお支払いには所定の免責事由があります。

(*1) 悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見(生検・剖検)により医師の資格を持つ者によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検・剖検)が得られない場合には、他の所見(注)による診断確定も認めることがあります。

(注) 他の所見とは、細胞学的所見、理学的所見(X線、内視鏡等)、臨床学的所見、手術所見の全部またはいずれかを指します。これらの所見を認める場合は、「悪性新生物の全身転移等の末期症状で手術をしない場合」や「脳腫瘍等で手術をしない場合」等、病理組織学的所見が不能である場合となります。

(*2) 前回の悪性新生物診断給付金支払事由該当日から起算して2年を経過した翌日に、悪性新生物の治療を目的とした入院を継続している場合には、その日に入院したものとみなして悪性新生物診断給付金をお支払いします。

●給付金のお支払いについての留意事項

悪性新生物診断給付金	支払事由に該当する限り、何回でもお支払いします。(2年に1回を限度)				
死亡給付金	お取扱いは以下のとおりです。 <table border="1"> <tr> <td>全期払</td> <td>保険期間を通じて死亡給付金はありません。</td> </tr> <tr> <td>短期払</td> <td> 保険料払込期間中の死亡 : 死亡給付金はありません。 保険料払込期間満了後の死亡 : 保険料払込期間満了日まで保険料が払い込まれている場合は、主契約の悪性新生物診断給付金額の10%の死亡給付金をお支払いします。 </td> </tr> </table> <p>※「全期払」は、保険期間と保険料払込期間が同じもの、「短期払」は保険料払込期間が保険期間より短いものをいいます。</p>	全期払	保険期間を通じて死亡給付金はありません。	短期払	保険料払込期間中の死亡 : 死亡給付金はありません。 保険料払込期間満了後の死亡 : 保険料払込期間満了日まで保険料が払い込まれている場合は、主契約の悪性新生物診断給付金額の10%の死亡給付金をお支払いします。
全期払	保険期間を通じて死亡給付金はありません。				
短期払	保険料払込期間中の死亡 : 死亡給付金はありません。 保険料払込期間満了後の死亡 : 保険料払込期間満了日まで保険料が払い込まれている場合は、主契約の悪性新生物診断給付金額の10%の死亡給付金をお支払いします。				



- 「悪性新生物」とは、『ご契約のしおり・約款 別表18 (対象となる悪性新生物)』に定めるものをいいます。
- 被保険者が死亡したときには、ご契約は消滅します。

●保険料払込みの免除

保険料払込免除事由	保険期間の始期以後の傷害または疾病を原因として、保険料払込期間中に所定の高度障害状態(*)に該当したとき
	保険期間の始期以後の不慮の事故による傷害を原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に所定の身体障害状態(*)に該当したとき
	責任開始日(または復活日)以後の保険料払込期間中に初めて悪性新生物と診断確定されたとき

保険料払込みの免除には所定の免責事由があります。

(*) 高度障害状態および身体障害状態については、『ご契約のしおり・約款 別表2 (対象となる高度障害状態)、別表3 (対象となる身体障害の状態)』をご参照ください。

3. 付加できる特約・特則について

主契約には、以下の特約・特則を付加することができます。ただし、ご契約の内容によっては、付加できない場合があります。詳細は『ご契約のしおり・約款』をご参照ください。

特約・特則名	お支払いする 保険金・給付金	支払事由	支払額・支払限度
上皮内新生物 診断給付金特約(2014)	上皮内新生物 診断給付金	この特約の責任開始日(または復活日)以後に <u>上皮内新生物と診断確定</u> されたとき	上皮内新生物 診断給付金額
悪性新生物初回診断 一時金特約(2014)	悪性新生物 初回診断一時金	この特約の責任開始日(または復活日)以後に、 <u>初めて悪性新生物と診断確定</u> されたとき	悪性新生物 初回診断一時金額
がん先進医療 特約(2014)	がん先進医療 給付金	この特約の責任開始日(または復活日)以後に、次のすべてを満たす <u>療養を受けた</u> とき ① この特約の責任開始日(または復活日)以後に診断確定されたがん(上皮内新生物・悪性新生物)を直接の原因とする療養であること ② 先進医療による療養であること	先進医療による療養に係る技術料と同額 【通算支払限度: 2,000万円】
がん入院・手術 特約(2014)	がん入院 給付金	この特約の責任開始日(または復活日)以後に、がん(上皮内新生物・悪性新生物)と診断確定され、その治療を目的として <u>入院した</u> とき	がん入院給付金日額 × 入院日数
	がん手術 給付金	この特約の責任開始日(または復活日)以後に、がん(上皮内新生物・悪性新生物)と診断確定され、その治療を目的として <u>所定の手術を受けた</u> とき	手術1回につき、 がん入院給付金日額 × 20
がん死亡保障 特約(2014)	特約がん死亡 保険金	責任開始日(または復活日)以後に診断確定されたがん(上皮内新生物・悪性新生物)を直接の原因として、この特約の保険期間中に <u>死亡した</u> とき	特約がん 死亡保険金額
悪性新生物 無事故給付金特則	悪性新生物 無事故給付金	被保険者がこの特則の保険期間満了時に生存し、かつ、保険期間中に、 <u>悪性新生物診断給付金が支払われなかった</u> とき	悪性新生物 無事故給付金額
リビング・ニーズ特約	特定状態 保険金	責任開始日(または復活日)以後に診断確定されたがん(上皮内新生物・悪性新生物)を直接の原因として、 <u>余命6か月以内</u> と判断されたとき	指定保険金額から所定の金額を差し引いた金額

特約名	お取扱内容
指定代理請求人特約	給付金等の受取人である被保険者が、給付金等を請求できない所定の事情があるときに、給付金等の受取人に代わり、 <u>指定代理請求人が請求</u> を行うことができます。
5年ごと利差配当付 年金払特約	特約がん死亡保険金の全部または一部を一時金ではなく、 <u>年金で受取る</u> ことができます。なお、将来お受取りいただく年金額は、年金基金設定日(年金支払開始日)時点の基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づき算出します。



- 主契約の保険料のお払込みが免除される場合には、付加されている特約の保険料のお払込みも免除されます。
- 主契約が「責任開始日以後の保険料払込期間中に初めて悪性新生物と診断確定されたとき」に該当したことにより保険料のお払込みが免除される場合には、「悪性新生物初回診断一時金特約(2014)」および「悪性新生物無事故給付金特則」は消滅します。

●給付金等のお支払いについての留意事項

<p>上皮内新生物 診断給付金特約(2014)</p>	<ul style="list-style-type: none"> この特約における上皮内新生物については、『ご契約のしおり・約款 別表21（対象となる上皮内新生物）』をご参照ください。 被保険者がこの特約の責任開始期前に上皮内新生物または悪性新生物と診断確定されていたときには、上皮内新生物診断給付金をお支払いしません。 上皮内新生物診断給付金は、支払事由に該当する限り何回でもお支払いします(2年に1回を限度)。 また、前回の上皮内新生物診断給付金支払事由該当日から起算して2年以内に上皮内新生物診断給付金の支払事由に新たに該当し、その後に次のいずれかに該当した場合、上皮内新生物診断給付金をお支払いします。 <ol style="list-style-type: none"> ① 前回の上皮内新生物診断給付金支払事由該当日から起算して2年を経過した日の翌日に、上皮内新生物の治療を目的とした入院を継続しているとき ② 前回の上皮内新生物診断給付金支払事由該当日から起算して2年を経過した日の翌日以後の保険期間中に、上皮内新生物の治療を目的とした入院を開始したとき ③ 前回の上皮内新生物診断給付金支払事由該当日から起算して2年を経過した日の翌日以後の保険期間中に、上皮内新生物の治療を目的とした通院をしたとき 主契約の悪性新生物診断給付金とこの特約の上皮内新生物診断給付金の支払事由に該当した場合、支払事由間の期間にかかわらず、両方の給付金をお支払いします。ただし、それぞれの給付金の支払事由の原因となった疾病が同一の場合等は、給付金のお支払いに際して制限があります。
<p>悪性新生物初回診断一時金特約(2014)</p>	<p>悪性新生物初回診断一時金が支払われた場合には、この特約は、被保険者が悪性新生物初回診断一時金の支払事由に該当したときから消滅したものとみなします。</p>
<p>がん先進医療特約(2014)</p>	<p>支払対象となる先進医療については、『がん先進医療特約条項(2014)第5条 備考3』をご参照ください。</p>
<p>悪性新生物無事故給付金特則</p>	<p>被保険者がこの特則の保険期間中に初めて悪性新生物と診断確定されたとき、この特則は消滅したものとみなします。</p>
<p>リビング・ニーズ特約</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「がん死亡保障特約(2014)」を付加した場合に限り、この特約を付加することができます。 特定状態保険金額は、指定保険金額(「がん死亡保障特約(2014)」のがん特約死亡保険金額の範囲内、かつ3,000万円以下)から6か月分の利息および保険料相当額を差し引いた金額になります。
<p>5年ごと利差配当付年金払特約</p>	<p>「がん死亡保障特約(2014)」を付加した場合に限り、この特約を付加することができます。</p>

4. 契約者配当金について

- この保険に配当金はありません。
- 「5年ごと利差配当付年金払特約」を付加した場合、この特約の契約者配当金は、責任準備金等の運用益が当社の予定した運用益をこえた場合に、年金基金の設定後5年ごとにお支払いします。
- 運用の状況によっては、配当金が生じない場合があります。

5. 解約返戻金について

- 主契約の解約返戻金のお取扱いは以下のとおりです。

<p>全期払</p>	<p>保険期間を通じて解約返戻金はありません。</p>
<p>短期払</p>	<p>保険料払込期間中の解約 : 解約返戻金はありません。 保険料払込期間満了後の解約 : 保険料払込期間満了日まで保険料が払い込まれている場合は、主契約の悪性新生物診断給付金額の10%の解約返戻金をお支払いします。</p>

※ 「全期払」は、保険期間と保険料払込期間が同じもの、「短期払」は保険料払込期間が保険期間より短いものをいいます。

- 特約については、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

6. 保険契約の更新について

「悪性新生物無事故給付金特則」のみ、保険期間が満了する月の前月の末日までに、継続しない旨のお申出がない限り、所定の範囲内で自動的に更新されます。

- 更新後の保険料は、更新日時点の被保険者の満年齢および保険料率によって計算されます。
- 保険期間は更新前の保険期間と同一とします。



保険料払込免除となった場合には、更新のお取扱いをいたしません。

■ [一社]生命保険協会の「生命保険相談所」

この商品に係る指定紛争解決機関は[一社]生命保険協会です。

詳細は「[重要事項説明書\(注意喚起情報\)](#)」の『12. [ご相談・ご照会・苦情等の受付先](#)』をご確認ください。

■ ご相談・ご照会・苦情等の受付先

当社のご契約に関する各種手続きやご相談・ご照会・苦情等につきましては総合サービスセンターまでご連絡ください。

ご相談・ご照会・苦情等の受付先 AIG富士生命総合サービスセンター
フリーダイヤル 0120-211-901 受付時間：月～金 9時～17時（祝日・年末年始を除く）
ホームページ <http://www.aig-fuji-life.co.jp/>

<引受保険会社> AIG富士生命保険株式会社 本社：東京都港区虎ノ門4-3-20 神谷町MTビル

重要事項説明書(注意喚起情報)

- 「重要事項説明書(注意喚起情報)」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- このほか、支払事由やご契約の内容に関する事項は『[ご契約のしおり・約款](#)』に記載しておりますので、あわせてご確認ください。

1. クーリング・オフ制度について

- ◆ 「ご契約の申込日」または「クーリング・オフ制度について記載した書面を受け取った日」のいずれか遅い日から起算して**14日以内**であれば、書面によりお申込みの撤回またはご契約の解除ができます。この場合、お申込みいただいた保険料を全額お返します。
- ◆ 当社の指定する医師の診査が終了した場合や、法人をご契約者とする場合等は、このお取扱いをいたしません。

2. 健康状態や職業等の告知義務について

《告知義務について》

- ご契約者や被保険者には、健康状態等について告知をしていただく義務があります。
- **過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、お身体の障害状態、職業等、「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。**



告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有しています。生命保険募集人(代理店)・生命保険面接士に口頭でお話されても告知していただいたことにはなりません。

《傷病歴等がある方への引受対応について》

- ご契約者間の公平性を保つために、お客さまのお身体の状態に応じた引受対応を行っており、ご契約のお引受けをお断りすることがあります。

《告知が事実と相違する場合》

- ◆ **故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日(復活の場合は復活日)から2年以内であれば、「告知義務違反」としてご契約や特約を解除することがあります。**
- 責任開始日(復活日)から2年を経過していても、給付金等の支払事由等が2年以内に発生していた場合、ご契約や特約を解除することがあります。
- **ご契約や特約を解除した場合には、給付金等をお支払いすることや、保険料のお払込みを免除することはできません。**
- ただし、「給付金等の支払事由または保険料払込みの免除事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、給付金等をお支払いすること、または保険料のお払込みを免除することがあります。
- ◆ 上記以外にも、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、給付金等をお支払いできないことがあります。
- この場合、告知義務違反による解除の対象外となる責任開始日(復活日)から2年経過後でも取消しとなる場合があります。また、**すでにお払込みいただいた保険料はお返しいたしません。**

3. 保障の責任開始期について

責任開始期とは、お申込みいただいたご契約の保障が開始される時期をいいます。

- ◆ 主契約・悪性新生物初回診断一時金特約(2014)の悪性新生物に関する保障、上皮内新生物診断給付金特約(2014)の上皮内新生物に関する保障、がん先進医療特約(2014)・がん入院・手術特約(2014)・がん死亡保障特約(2014)の上皮内新生物・悪性新生物に関する保障については、責任開始期は以下のようになります。

お申込み内容	責任開始期
「責任開始期に関する特約」を付加しない場合	「第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。)を当社が受け取った時(※)または「告知の時」のいずれか遅い時を保険期間の始期とし、その日から90日を経過した翌日
「責任開始期に関する特約」を付加する場合	「お申込みを受けた時」または「告知の時」のいずれか遅い時を保険期間の始期とし、その日から90日を経過した翌日

(※) 第1回保険料をクレジットカードにより払い込んでいただく場合、「当社がクレジットカードの有効性を確認し、クレジットカードによる保険料のお払込みを承諾した時」となります。

ただし、主契約の保険料払込みの免除は、次表のいずれかの事由に該当した場合には、保険期間の始期から保障が開始されます。(保険料払込みの免除については、契約概要2ページをご参照ください。)

- | |
|---|
| ① 保険期間の始期以後の傷害または疾病を原因として、保険料払込期間中に所定の高度障害状態に該当したとき |
| ② 保険期間の始期以後の不慮の事故による傷害を原因として、その事故の日から180日以内の保険料払込期間中に所定の身体障害状態に該当したとき |

4. 給付金等をお支払いできない場合等

次のような場合には、給付金等のお支払いや保険料のお払込みを免除できません。

◆ 免責事由に該当した場合

例:ご契約者または死亡給付金受取人の故意によるとき

◆ 責任開始期前の診断確定による無効の場合

- ・ 被保険者が責任開始日の前日までに上皮内新生物または悪性新生物と診断確定されていた場合、保険契約者または被保険者がその事実を知っているかいないかに関わらず下表のとおり無効となることがあり、その場合には無効となった主契約・特則・特約の給付金等はお支払いできません。

診断確定された 疾病名	主契約・特則・特約	
	主契約 悪性新生物無事故給付金特則 悪性新生物初回診断一時金特約(2014)	上皮内新生物診断給付金特約(2014) がん先進医療特約(2014) がん入院・手術特約(2014) がん死亡保障特約(2014)
上皮内新生物	無効となりません	無効となります
悪性新生物	無効となります	無効となります

◆ 疾病や不慮の事故等が保険期間の始期前に生じている場合

- ・ 保険料のお払込みの免除は、その原因となる疾病や不慮の事故等が保険期間の始期以後に生じた場合に限りま。

◆ 告知義務違反による解除の場合

◆ 重大事由による解除の場合

- ・ 給付金等を詐取る目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者または給付金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由によりご契約または特約が解除されたとき

◆ 保険料のお払込みがないことによる失効の場合

◆ 保険契約について詐欺による取消しの場合

◆ 給付金等の不法取得目的による無効の場合

5. ご契約内容等の確認制度について

- ◆ 当社の社員または当社で委託した者が、ご契約の申込後、または給付金等のご請求および保険料払込みの免除のご請求の際、ご契約の申込(告知)内容またはご請求内容等について訪問または電話により確認させていただく場合があります。

6. 保険料払込みの猶予期間とご契約の失効について

- ◆ 第2回以後の保険料は払込期月(保険料をお払込みいただく月)内にお払込みください。払込期月内にお払込みのご都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。
- ◆ 猶予期間内に第2回以後の保険料が払い込まれない場合、**ご契約は失効します。**
 - ・ 保険料の自動振替貸付が可能な場合には、あらかじめお申出の無い限り、当社が自動的に保険料をお立替えし、ご契約を有効に継続させます。この場合、当社所定の利率で利息がかかります(複利計算)。
- ◆ 「責任開始期に関する特約」を付加した場合、第1回保険料の払込みの猶予期間は、払込期間満了日の属する月の翌月1日から末日までとなります。猶予期間内に第1回保険料が払い込まれない場合、ご契約は無効となります。

7. 効力を失ったご契約の復活について

- ◆ 効力を失ったご契約でも、失効日から**1年以内**であれば復活を申し込むことができます。
- ◆ この場合、次のとおり取り扱います。
 - ・ 改めて告知または診査をしていただきます。(健康状態などによってはご契約の復活ができないこともあります。)
 - ・ 失効している期間の延滞保険料のお払込みが必要となります。
 - ・ ご契約の復活を当社が承諾した場合、「延滞保険料を当社が受け取った時」または「告知の時」のいずれか遅い時から、保険契約上の保障が開始されます。

8. ご契約の解約と解約返戻金

- ◆ 払込保険料は預貯金とは異なり、一部は給付金等のお支払いに、また他の一部は契約の締結や維持に必要な経費にあてられます。したがって解約時の解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額より少ない金額となります。
- ◆ 解約返戻金の額は保険種類、契約年齢、保険料払込期間、経過年月数、保険料払込年月数等により異なります。特に、ご契約後短期間で解約された場合は、全くないか、あってもごくわずかです。

9. 現在のご契約を解約・減額等して、新たにご契約をお申込みになる際の留意事項

- ◆ 現在のご契約を解約・減額等(失効することや払済保険・延長定期保険への変更を含みます。以下、同じ)して新たにご契約をお申込みになる場合、下記の点でご契約者に不利益となる場合があります。

《現在のご契約についての留意事項》

- ・ 多くの場合、**解約返戻金は払込保険料の合計額より少ない金額となります。**特に、ご契約後短期間で解約された場合は、全くないか、あってもごくわずかです。
- ・ 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失う場合があります。

《新たにご契約についての留意事項》

- ・ 保険料は現在の被保険者の年齢等により改めて決まりますので、保険料が高くなる場合があります。
- ・ **一般のご契約と同様に告知義務があります。**
- ・ 新たにご契約の責任開始日を起算日として告知義務違反による解除の規定が適用されます。
- ・ 詐欺による契約の取消しの規定等について、新たにご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。

次ページへ

《新たなご契約についての留意事項》

- 告知が必要な傷病歴等がある場合は、その告知をされなかったために解除・取消しとなることがあります。
- 新たなご契約の責任開始日前にがん(上皮内新生物・悪性新生物)(※)と診断確定されていた場合には、給付金のお支払いができません。
- 告知前または告知の時から新たなご契約の責任開始日の前日までにがん(上皮内新生物・悪性新生物)(※)と診断確定されていた場合には、ご契約は無効となります。

(※) 主契約および悪性新生物初回診断一時金特約(2014)については悪性新生物とします。

10. 給付金額等が削減される場合

- ◆ 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した給付金額等が削減されることがあります。
- ◆ 当社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の給付金額等が削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820
受付時間: 月～金(祝日・年末年始を除きます。)9時～12時、13時～17時
ホームページアドレス: <http://www.seihohogo.jp/>

11. 給付金等のご請求について

- ◆ 給付金等の支払事由に該当した場合だけでなく、支払事由に該当する可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに当社(募集人、最寄りの支店または当社の総合サービスセンター)にご連絡ください。
- ◆ ご契約内容によっては、複数の給付金等の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等は当社にご連絡ください。
- ◆ 代理請求について
 - 給付金等の受取人である被保険者が、給付金等を請求できない特別な事情がある場合、指定代理請求人特約により、指定代理請求人が請求を行うことができます。
 - ご契約者は指定代理請求人の方に対し、「ご契約の内容」および「代理請求ができること」を必ずお伝えください。**
- ◆ ご住所等を変更された場合
 - 当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができなくなるおそれがありますので、**ご契約者のご住所等を変更された場合には、必ず当社にご連絡ください。**

12. ご相談・ご照会・苦情等の受付先

- ◆ この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- ◆ (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・ご照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス: <http://www.seiho.or.jp/>)
- ◆ 「生命保険相談所」が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、「生命保険相談所」内に「裁定審査会」を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。
- ◆ ご契約に関する各種お手続きやご相談・ご照会・苦情等につきましては総合サービスセンターへご連絡ください。

ご相談・ご照会・苦情等の受付先 AIG富士生命総合サービスセンター
フリーダイヤル 0120-211-901 受付時間: 月～金 9時～17時(祝日・年末年始を除く)
ホームページ <http://www.aig-fuji-life.co.jp/>